

広島県告示第四百十三号

平成二十六年広島県告示第二百九十五号（ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)			
一 使用料			
種別	単位	金額	(略)
一 分析機械 1 集束イオンビーム 源付電界放射走査電子顕微鏡	一時間に つき	一、四〇〇円	(略)
2 透過型電子顕微鏡	〃	(略)	(略)
3 (略) 4 ウルトラムикроト	〃	(略)	(略)
5 (略) 6 (略)	〃	(略)	(略)
二 (略)		二、〇〇〇円	(略)
(略)			
一 使用料			
種別	単位	金額	(略)
一 分析機械 1 透過型電子顕微鏡	一時間に つき	(略)	(略)
2 (略) 3 ウルトラムикроト	〃	(略)	(略)
4 (略) 5 (略)	〃	(略)	(略)
二 (略)		一、九〇〇円	(略)